

島根県全国がん登録診療所指定要領

(目的)

第1 この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号。以下「法」という。)及びがん登録等の推進に関する法律施行規則(平成27年厚生労働省令第137号。以下「省令」という。)に基づく診療所の指定等を行うにあたり必要な手続き等を定める。

(指定の申請)

第2 法第6条第2項に規定する診療所として指定を受けようとする診療所の開設者は、省令第14条の規定に基づく申請として、歯科以外の診療所は「全国がん登録における指定申請書」(第1号の1様式)、歯科診療所は「全国がん登録における指定申請書」(第1号の2様式)を知事に提出するものとする。

(指定の通知等)

第3 知事は、前条による指定の申請を受理した場合には、法第6条第2項の診療所として指定し、その旨を通知するものとする。

(指定の期間)

第4 指定期間に期限の定めはないものとし、指定を受けた診療所が第6に定める辞退を行うほか、知事により第7に定める指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は持続するものとする。

(指定の変更)

第5 指定を受けた診療所は、申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定変更届」(第2号様式)を速やかに知事に提出するものとする。

(指定の辞退)

第6 指定を辞退しようとする診療所は、「全国がん登録における指定辞退届」(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(指定の取消)

第7 知事は、法第6条第5項の規定に基づいて第3の規定により指定を受けた届出対象診療所の指定を取り消すときは、当該届出対象診療所の開設者に対し、その旨を通知するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。